

(2) 判定書の例

判定〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

請求人 〇〇

被請求人 〇〇

上記当事者間の実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の判定請求事件について、次のとおり判定する。

結 論

イ号図面及びその説明書に示す「どこでもシャワー」は、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の登録実用新案の技術的範囲に属する。

理 由

1. 請求の趣旨

本件判定請求の趣旨は、イ号写真及びその説明に記載の「どこでもシャワー」（以下、「イ号物件」という。）が実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の登録実用新案の技術的範囲に属する、との判定を求めたものである。

2. 本件登録実用新案の手続の経緯

本件登録実用新案の出願経過等の概略を示すと、次のとおりである。

- (1) 出願 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 実用新案の設定登録 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 本件登録実用新案

本件登録実用新案は、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の願書に添付された実用新案登録請求の範囲の請求項1に記載された次のとおりのものである。

「【請求項1】給水用ポリエチレン製タンク内の水を足踏ポンプであるフィゴにて空気を圧縮させ放水することを特徴とする移動式足踏シャワー。」

(以下、「本件考案1」という。)

なお、請求項1に記載の「フィ」は「フィゴ」の誤記であるので、上記のとおり認定した。

4. イ号物件

判定請求書に添付されたイ号写真、イ号説明書の記載及び令和〇〇年〇月〇日付けの答弁書において、判定被請求人が「イ号製品は、本件考案の構成をなす給水用ポリエチレン製タンクと、足踏ポンプとを備えている」（２頁１５～１６行）ことを認めていることを参酌すれば、イ号物件は次のとおりの構成からなるものと認められる。

（イ号物件）

「給水用ポリエチレン製タンク内の水を足踏ポンプにて空気を圧縮させて放水するどこでもシャワー。」

5. 対比・判断

本件考案１とイ号物件を対比すると、イ号物件の「給水用ポリエチレン製タンク」、「足踏ポンプ」は、本願考案１の「給水用ポリエチレン製タンク」、「足踏ポンプであるフイゴ」にそれぞれ相当する。

そして、イ号物件が「どこでもシャワー」という名称の製品であることから「どこでも」使えるような「シャワー」であること、また、その「給水用ポリエチレン製タンク」は、イ号写真を参酌すると、上端部に取っ手を有して、その内部に水が満たされた状態でも十分に持ち運び可能な２０リットルの容量のものであることから、イ号物件も本件考案１と同様に移動式（もしくは移動可能）に構成されたものであることは明らかである。

そうすると、イ号物件は、本件考案１の構成要件をすべて充足することが明らかである。

6. むすび

以上のとおりであるから、イ号物件は、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の登録実用新案の技術的範囲に属するものである。

よって、結論のとおり判定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

審判長 特許庁審判官 〇〇 〇〇
特許庁審判官 〇〇 〇〇
特許庁審判官 〇〇 〇〇